

# 服装規程

服装は、生徒個人の品位をあらわす。また、制服は、鎌ヶ谷西高校生であるという自覚や外部からの認知及び教育的効果を期待している。社会では、TPOに合わせた服装・身だしなみは、社会人として最低限のマナーであり、進路活動にも直結することなどから、本校では厳しく指導している。校内外を問わず、質素、端正、清潔に心がけること。

## 1. 制服

### (1) 冬服

ア 本校指定のブレザー・スラックスまたはスカート・ワイシャツ・ネクタイまたはリボンを常に着用すること。スカートの長さは、ひざにかかる長さとする。

イ ブレザーの左襟に学年章をつけること。

ウ ワイシャツは、白無地とする。

エ 通学靴は、黒又はこげ茶の短靴か、華美でない運動靴とする。

オ 靴下は、白・黒・紺・灰のソックスとする。ワンポイントは可。又は、無地の黒・ベージュのストッキングもしくはタイツとする。くるぶしが隠れる長さのソックスを着用する。ルーズソックスは不可。

カ ベルトは、黒か茶の無地のものを着用する。

キ 制服については、変形等の一切の加工は認めない。

ク 式典は別に定める。

### (2) 夏服

ア 本校指定のスラックスまたはスカート・ワイシャツまたはポロシャツを常に着用すること。スカートの長さは、ひざにかかる長さとする。ネクタイまたはリボンの着用は任意とする。

イ ワイシャツは白無地とする。

ウ 通学靴、靴下、ベルトは冬服に準ずる。

エ 制服については、変形等の一切の加工は認めない。

オ 式典は別に定める。

## 2. 冬服、夏服の期間

(1) 冬服 11月1日～翌年5月31日

(2) 夏服 6月1日～10月31日

夏服と冬服の切替え、移行期間の開始・終了は天候状況により学校が判断する。移行期間では気温に合わせてどちらを着用しても良い。

### 3. 外装類

- (1) コート類は、華美でないものとする。
- (2) パーカー・スウェット・カーディガン等は、着用しない
- (3) マフラー等の防寒着は、華美でないものとする。
- (4) 上履は、本校指定のものを使用する。
- (5) セーター・ベストは、各自、市販品を購入する。
- (6) セーターやベストは、Vネックで前開きでないものとする。色は、白・黒・紺・グレー・茶の無地とする。ワンポイントは可。長さは、ブレザーに隠れる程度とする。

### 4. その他

- (1) 頭髪については、清潔、端正な髪形とする。染髪、脱色、パーマ、剃りこみ(ライン)、モヒカン刈り、エクステンション等の加工はしない。
- (2) 口紅(色付きリップ)、アイメイク(眉毛・まつ毛の加工・アイプチ等を含む)、ファンデーション等の化粧は禁止する。カラーコンタクト(度入りを含む)も禁止する。爪は、衛生な長さを保ち、加工は行わない。
- (3) 装飾品(ネックレス、ペンダント、指輪、ピアス)、タトゥーやタトゥーシール等は禁止する。
- (4) 規定外の服装着用等の場合は、異装許可願を提出し、許可を得る。